



家の建築や外構工事には申請が必要です！

着工前に必ず 北柏駅周辺整備課へ ご相談ください。

【建築行為等の制限】

土地区画整理事業施行地区内には、**建築行為等に制限**があります。※1
土地区画整理法に基づく許可申請が必要です。

例えば、以下の行為が該当します。

- ・家や店舗の建築（改築や増築も含む）
- ・その他工作物（フェンスや塀等）
- ・盛土、掘削など土地の形質の変更

申請書は、
柏市ホームページより
ダウンロードできます。



また、当地区においては、

地区計画 が定められております。※2

都市計画法に基づく届出が必要です。

担当課（柏市 都市計画課）へご相談ください。

※1：土地区画整理法第76条の規定による

※2：都市計画法第58条の2の規定による

【権利の変動】

- ・所有権や借地権等の権利について、**異動や変動、消滅**があった場合は「権利の異動届」、
「住所等の変更届」の提出をお願いします。
- ・**土地の分筆、合筆**を行う際は、事前に必ずご連絡ください。

その他、事業に関するご相談やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください
ますようお願いいたします。



お問い合わせ
〒277-0831 柏市根戸 1854-8
柏市 都市部 北柏駅周辺整備課
電話 04-7160-3851 FAX 04-7160-3850
Email kitakashiwaseibi@city.kashiwa.chiba.jp

北柏駅北口

区画整理だより

No. 57
2025.11.1
発行

発行：柏市 都市部 北柏駅周辺整備課
電話 04-7160-3851 FAX 04-7160-3850
Email kitakashiwaseibi@city.kashiwa.chiba.jp

晩秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より、北柏駅北口土地区画整理事業（以下「当事業」という。）におき
ましては、皆様の格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今回の区画整理だよりは、土地区画整理審議会の開催内容のほか、工事の進捗状
況についてお知らせいたします。

令和8年度下期に予定してる換地処分に向け、当事業もいよいよ大詰めを迎えて
おります。今後残る工事を鋭意進めてまいりますので、皆様の更なるご理解とご
協力をお願いいたします。

土地区画整理審議会を開催しました

令和7年7月30日及び令和7年10月6日に第46回、第47回柏都市計画事
業北柏駅北口土地区画整理審議会を開催しました。

審議会では、評価員※の選任について諮問し、原案のとおり承認されました。評
価員は、千葉地方法務局柏支局太田統括登記官及び池田不動産鑑定士を新たに選任
し、増田不動産鑑定士を含む3名となります。

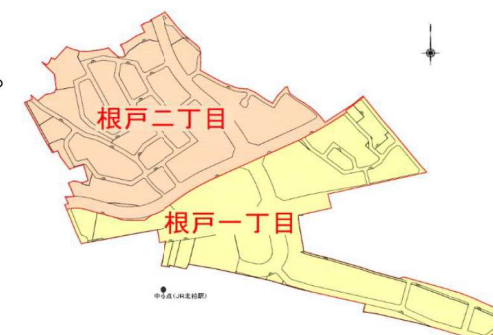
また、仮換地変更に係る専決処理及び町会町名変更、工事進捗状況等について報
告しました。

※ 評価員とは、土地の評価の公平性及び適正を保つために意見を聴くための『諮問機関』
であり、土地区画整理法第65条の規定に基づき審議会の同意を得て選任されます。

「根戸一丁目・二丁目」に決定しました

令和7年9月の柏市議会で当事業地内の新町
名案「根戸一丁目・二丁目」が可決されました。
今後は法務局等の関係機関と調整し、手続きを
進めます。

なお、新町名の効力は令和8年度下期に予定
している換地処分公告の翌日から発生します。





工事の進捗状況



宅地や緑地の擁壁工事を行っています。
今後、現道を拡幅する道路工事も行います。
工事中はご不便をおかけしますが、
ご協力よろしくお願いします。



北柏駅北口駅前広場周辺地区 一体的土地活用事業の様子です。
(施主：大和ハウスリアルティマネジメント株式会社)
令和8年度施設オープンに向けて、工事を進めています。



③ 【着手前（令和6年11月）】

【令和7年9月末時点】



④ 【着手前（令和6年11月）】

【令和7年9月末時点】



一体的土地活用事業に関する詳細は、
柏市のホームページをご覧ください。
毎月の進捗状況も掲載しています。



〈柏市HPの該当ページ〉